

**頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム
—アジア・アフリカ持続型生存基盤研究のためのグローバルプラットフォーム構築—
報告書**

**現代インドにおける発展径路とデモクラシー
—核軍備・原子力エネルギー政策の変容—**

派遣者：中西 宏晃

派遣期間：2013年4月7日～9月16日

派遣先：ロンドン大学東洋アフリカ学院（ロンドン、英国）

キーワード：核をめぐるグローバル・ガバナンス、英国の対印原子力政策

1. 研究課題について

本研究の目的は、国際的な相互依存関係が強まるグローバリゼーションの時代における現代インドの発展とデモクラシーの実態、そして、それらの今後の方向性を把握するために核軍備の開発と運用ならびに原子力エネルギー開発に関する政策の変容の動態について多面的かつ複眼的に考察することである。それにより、新興国として政治・経済・軍事的にも国際的に台頭しつつあるインドが核を利用することを通じて一体どのような国作りを目指そうとしているかを明らかにする。すなわち、持続型生存基盤たる国家安全保障にかかわる防衛・エネルギー安全保障について議会制民主主義国家であるインドの核軍備・原子力エネルギー政策の変容の動態を手がかりに考察する。また、ポスト冷戦期において核をめぐるグローバル・ガバナンスが変動する中で、インドのような新興国がそれにどのような影響を及ぼすか、または逆にどのような影響を及ぼされているかについても国際安全保障という持続型生存基盤の視点から考察する。

2. 派遣の内容

2013年4月7日から9月16日の約5ヶ月間、英国の首都ロンドンのロンドン大学東洋アフリカ学院（SOAS）を拠点として、滞在研究を行った。その主な内容は、核をめぐるグローバル・ガバナンスの変容の動態を考察するために、インドとの原子力協力に関する英国の認識や対応を把握することである。

3. 派遣中の印象に残った経験や体験

2013年3月のワシントンDC滞在研究において、米国では、インドの核兵器政策は自らの核軍備増強や核兵器の使用に消極的であると理解されており、それゆえに核不拡散条約（NPT）未締結国である同国との原子力協力が可能となったことが明らかになった。今回のロンドン滞在研究では、英国を対象とし、インドが参画するに至った核をめぐるグローバル・ガバナンスが実際にどのようなものを多角的に考察する。具体的には、英国が対印原子力協力に賛同するに至った過程、および同国の原子力協力の在り方を明らかにする。本滞在研究では、英国王位防衛安全保障研究所（RUSI）やチャットム・ハウスといった研究シンクタンク主催の研究会に参加して、英国をはじめとする外務省・防衛省職員や関連分野の研究者や実務家と意見交換を行うとともに、大英図書館などで資料収集を行った。

3.1 英国の対印原子力協力

英国は2002年3月から、NPT未締結国であるインドに対する原子力協力を一切してこなかった（以下、2002年の政策）。¹ 英国首相が米印間の原子力協力に対して賛同の意を表したのは2006年3月2日であり、この日は米印首脳間で原子力協力の対象となるインド側の原子力施設の軍民分離計画が合意された日であった。² 同年3月13日付庶民院答弁書によれば、その賛同の理由は、インドが核爆発実験の自発的モラトリアムや民生用核施設への国際原子力機関（IAEA）保障措置の永久適用、輸出管理レジームや兵器級核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の妥結に向けた交渉への参画などの「コミットメント」を履行すれば、核不拡散条約に裏打ちされた、広義の核不拡散の枠組みに同国をさらに取り込むことになり、その結果として同枠組みを強化することができる」というものである。³ ただし、同年5月3日付庶民院答弁書では、2005年8月の時点で2002年の政策の変更が決定されていた旨が公表され、「[IAEA保障措置外の核燃料サイクルや核爆発に関する活動、そして、それらへの転用という許容可能でないリスクを除いた、平和利用]のための、原子力供給国グループ（NSG）の汎用品リスト上の物資に対してはライセンス申請をケース・バイ・ケースで考慮する」という形となり、以前のものよりも「厳格からは少し緩い（less stringent）」ものであると説明された。⁴ そして、2008年11月10日付貴族院閣僚声明文（Written Ministerial Statements）では、インドの例外化に関する2008年のNSG声明に合致しながら、「IAEA保障措置に置かれた民生用核施設向けの場合で、NSGトリガーリストと汎用品リスト上の全ての物資の平和利用のためのライセンス申請をケース・バイ・ケースで考慮する」という政策変更がなされたことが公表された。⁵

その後、2010年2月11日に英印原子力協力に関する共同宣言が調印された。その宣言文の起草段階では、英国がその前文に兵器級核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の妥結に向けた同国の立場—おそらくNPTに基づくFMCTの妥結—を明記させようとしたが、インド側が「普遍的で、無差別かつ検証可能な条約」という同国の立場も並記すべきと主張したため、それを断念したとされている。⁶ また、「平和目的かつ非爆発的民生目的の利用を目的とした放射性廃棄物や使用済み燃料の管理」や「原子力施設の廃棄」について協力する意図があること、そして、濃縮・再処理の移転や提供を受けた核燃料の再処理の権利をインド側に認めるという明文を同共同宣言上に設けなかったことは特記すべき点である。⁷ とりわけ後者については、インド側が求めていた「完全な（full）」原子力協力、言い換えれば、

¹ 具体的には、「NSGガイドラインラインのトリガーリストに掲載された物資の対するインドを対象とした全てのライセンス申請を拒絶」してきた、とされる。See House of Lords, Written Ministerial Statements on “Nuclear Industry: India”, 10 November, 2008, available at <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldhansrd/text/81110-wms0002.htm#0811105000008>>.

² See House of Common, Written Answer to “Nuclear Cooperation”, 7 March 2006, available at <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmhansrd/vo060307/text/60307w30.htm>>.

³ See House of Common, Written Answers to “Non-Proliferation Treaty”, 13 March 2006, available at <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmhansrd/vo060313/text/60313w19.htm>>.

⁴ See House of Common, Written Answers to “India (Defence Exports)”, 3 May 2006, available at <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmhansrd/vo060503/text/60503w25.htm>>.

⁵ *Supra note*. 1.

⁶ Mehdudia, Sujay “India, U.K. finalise text of civil nuclear cooperation”, The Hindu, February 5, 2010, available at <<http://www.thehindu.com/news/national/india-uk-finalise-text-of-civil-nuclear-cooperation-deal/article101007.ec>>.

⁷ ただし、共同宣言の第4項（i）では英印両政府双方が決定可能な「その他の領域における協力」と明記されているため、共同宣言では明文が設けられなかった事項についても後の民生用原子力協力協定

NSG ガイドラインからの「完全な免除 (clean waiver)」とは明らかに異なる立場を英国が有していることを如実に示している。⁸

結論としては、英国はインドとの原子力協力を核不拡散体制、とりわけ NSG の決定に沿う形で行っていると推認される。ただし、今日の英国の原子力産業の弱体化が対印原子力交渉の遅滞の主な要因とされている。⁹

4. 目的の達成度や反省点

持続型生存基盤という視座からインドの核政策の変容の実態の一端を明らかにしようとするのが本研究の目的であった。今回のロンドン滞在研究にて達成度できたことは、英国は、米・仏・露といった他の諸国と異なり、核不拡散体制、とりわけ NSG との整合性を厳格に考慮しており、その結果として対印原子力協力の内容は限定的なものに留まっていることが把握できたことである。しかしながら、核をめぐるグローバル・ガバナンスの変容を英国の視点のみで明らかにできないことは言うまでもない。したがって、更なる検討が必要である。

5. 今後の派遣における課題と目標

今後の派遣としては、第二期英国滞在研究として、2013年9月29日から2014年3月29日まで、ケンブリッジ大学ローターパクト国際法研究所に派遣研究員として所属し、レジームや規範といった点に着目する国際関係論の手法を用いながら、上記研究課題について理論研究ないしは構造的分析を行う予定である。

上に明記されることもありうる。See Joint Declaration by India and United Kingdom on Civil Nuclear Cooperation, February 11, 2010, available at <<http://dae.nic.in/writereaddata/indouk.pdf>>.

⁸ このような立場は、米・仏・露とは明らかに異なる。例えば、2011年6月23-24日のNSG総会における、NPT未締結国に対する濃縮・再処理技術の移転を差し控えるというNSGガイドラインの変更の決定に際して、それらの諸国は同変更はインドとの完全な原子力協力というコミットメントに影響を及ぼさないという個別の声明を出している。他方、同総会の議長を務めたデ・クラーク蘭大使は、2008年のインド例外化決定以前からNPT未締結国に対する濃縮・再処理技術の移転規制がNSGにおいて議論されてきており、将来的にそのようなガイドラインの変更がなされ、インドも当然その対象となるという国際的な理解があり、インドもその事実を承知していたはずである、と述べていた。See “The NSG in a Time of Change: An Interview with NSG Chairman Piet de Klerk”, 2011, available at <http://www.armscontrol.org/act/2011_10/Interview_NSg_Chairman_Piet_de_Klerk>. なお、前インド外務大臣 S.K.クリシュナは、2011年のガイドライン変更がインドに適用されないことを米・仏・露の声明が保障している旨をインド下院における声明で述べた。See Suo Moto Statement in Lok Sabha By S. M. Krishna External Affairs Minister on “Nuclear Enrichment and Reprocessing Technology”, August 10, 2011, available at <https://www.indianembassy.org/archives_details.php?nid=1617>.

⁹ 例えば、マーク・トコラ在英米国大使館臨時代理公使 (Mr. Mark Tokola, Acting Deputy Chief of Mission Embassy of the United States in London) はそのように述べる。筆者による聞き取り (於ロンドン大学東洋アフリカ学院、2013年5月28日実施)。